

# 告 示

## 埼玉県告示第三百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和八年五月二十日認可した。

令和八年五月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

本庄北部土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県本庄市